

公的年金等受給の人へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

ただし、申告すると税金が還付される場合もあるので確認が必要となります。所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要となります。なお、還付の申告相談は、1月より税務署で受けられます。

また、所得税の申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。なお、住民税申告は、下記のとおり事前に相談を受けられます。

期間 2月1日(木)～15日(木) (土・日曜日、祝日を除く)

時間 午前8時30分～正午、午後1時～5時 **場所** 税務課町民税係 (役場1階⑤番窓口)

用意する物 町県民税の申告と同様のものをご持参ください。

所得税の確定申告

所得税の申告は、納税者自身が税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならない人が申告しなかったり、誤った申告をすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税が課される場合があり、さらに、延滞税も納めなければならないこととなります。

◆確定申告をしなければならない人

- ① 営業、農業、その他の事業をしている人、土地や建物を売った人、不動産収入のある人などで、平成29年中の所得金額の合計額が所得控除等（基礎控除、配偶者控除、扶養控除など）の合計額を超える人
- ② 給与所得者で、給与の年収が2,000万円を超える人や、年末調整済みの給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人など

◆確定申告をすると税金が戻る場合がある人

- ① 源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、その他の所得もあまり多くない人
- ② 給与所得や退職所得のある人で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除または政党等寄付金特別控除などを受けられることのできる人
- ③ 給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人

町県民税、国民健康保険税の申告

平成30年1月1日現在、玉村町にお住まいで、次に該当する人は申告が必要です。

◆平成29年中に給与所得や年金所得、退職所得以外の事業所得（営業・農業）・不動産所得などがあり、所得税の申告を必要としない人

◆平成29年中に所得がなく、どなたの扶養にもなっていない人

※町県民税・国民健康保険税の申告は、保険税の算定や児童手当などの給付資料となりますので、収入がなかった人もその旨を申告書に書いて申告していただいています。申告がないと所得（課税・非課税）証明の発行や保険税の軽減ができない場合がありますのでご注意ください。

持参する物

◆印鑑 ◆個人番号カードまたは通知カード+運転免許証、保険証等身元確認できるもの

◆所得の計算に必要な帳簿、書類

給与など(給与、年金、恩給、報酬)のある人は源泉徴収票、事業所得(営業・農業)・不動産所得のある人は収支内訳書、その他所得が分かる書類(配偶者に所得があつて配偶者特別控除が受けられる場合は、配偶者の所得が分かる書類)

◆控除の計算に必要なもの

社会保険料(国民年金保険料など)控除、生命保険料(介護医療保険料、個人年金保険料を含む)控除、地震保険料控除はそれぞれ保険料支払証明書、医療費控除は医療費通知(医療費のお知らせ等)・医療費の領収書・医療費の補てんを受けた金額を証明する書類、患者さんの使用するおむつは、医師が発行した証明書などとおむつの領収書

※障害者手帳または戦傷病者手帳などを持っている人はご持参ください。

平成29年分/所得税の確定申告 平成30年度/町県民税・国民健康保険税の申告

準備はお済みですか？ 申告相談は3月15日(木)まで

伊勢崎税務署 ☎25-4045 / 役場税務課 ☎64-7703

平成29年分の所得税の確定申告と、平成30年度の町県民税・国民健康保険税の申告時期になりました。2月16日(金)～3月15日(木)は申告会場が大変混雑しますので、役場での申告相談の場合は、なるべく下記申告納税相談日程表にしたがって済ませてください。

玉村町役場「申告相談」

場所 役場3階大会議室 **受付時間** 午前8時30分～正午、午後1時～4時

期日	対象地区	
	午前	午後
2月16日(金)	下新田(5丁目)	下新田(6丁目)
2月19日(月)	下新田(7丁目)	下新田(8・9丁目)
2月20日(火)	上新田(3丁目)	上新田(4丁目)・与六分
2月21日(水)	上新田(角町)	上新田(新田)
2月22日(木)	宇貫・八幡原	上飯島
2月23日(金)	上之手	上之手
2月26日(月)	上之手	角 淵
2月27日(火)	角 淵	角 淵
2月28日(水)	福 島	福 島
3月 1日(木)	南 玉	南 玉

期日	対象地区	
	午前	午後
3月 2日(金)	南 玉	斎 田
3月 5日(月)	板 井	板 井
3月 6日(火)	板 井	後箇・下茂木
3月 7日(水)	上茂木	下之宮
3月 8日(木)	飯倉・箱石	小 泉
3月 9日(金)	五 料	五 料
3月12日(月)	川 井	上福島
3月13日(火)	原 森	原 森
3月14日(水)	中樋越	上樋越・飯塚
3月15日(木)	藤 川	予備日

伊勢崎税務署「申告相談」(所得税、消費税、贈与税の申告)

期間 2月16日(金)～3月15日(木) ※土・日を除く

場所 伊勢崎市文化会館3階 **受付時間** 午前9時～午後4時

※会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますので、あらかじめご了承ください。

※2月16日(金)～3月15日(木)の間、伊勢崎税務署に申告相談会場はありません。

※3月16日(金)～4月2日(月)の間、個人事業者の消費税申告は、伊勢崎税務署となります。

税務署から医療費控除に関する明細書の提出義務化のお知らせ

医療費控除を適用される方へ

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。なお、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※1 領収書の提出は不要ですが、医療費控除を受けるために医師等が発行した証明書は必要となります。(例：おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)

※2 平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付又は提示によることもできます。

セルフメディケーション税制

健康の保持増進および疾病の予防として一定の取り組みを行う人が、特定一般用医薬品等購入費(※)を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

この特例の適用を受ける人は、①「セルフメディケーション税制の明細書」の提出および②適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類(予防接種の領収書、健康診断の結果通知等)の提出または提示が必要となります。

※特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。

制度についての詳しいことは、伊勢崎税務署までお問い合わせください。